

要件者の常勤（専任）確認資料

【経營業務の管理責任者と直接に補佐する者／専任技術者】

建設業許可の申請・変更届に際して、経營業務の管理責任者や常勤役員等を直接に補佐する者、営業所専任技術者の常勤を確認するための資料を提出・提示していただきます。

更新や業種追加などの申請で、経營業務の管理責任者等が直前の申請と変わらない場合でも、その方に関する資料をその都度提出・提示していただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

要件	該当者		確認書類の組合せ							留意事項		
			(○…写し提出 ◎…原本提出)									
			国	社	申	所	雇	票	徴	簿		
経營業務 管理責任者	個人事業主 (アまたはイ)	ア	○	—	○	—	—	—	—	—		
		イ	○	—	—	◎	—	—	—	—		
	支配人 (アまたはイ)	ア	○	—	—	—	○	—	—	—		「支配人登記」(原本)も提出
		イ	—	○	—	—	○	—	—	—		
	法人の役員 (ア～オのいずれか)	ア	—	○	○	—	—	—	—	—		新任役員などの場合のみ
		イ	—	○	—	—	—	—	—	—		
		ウ	○	◎	○	—	—	—	—	—		国保組合に加入などの場合のみ
エ オ		○ ○	— —	○ ○	◎ —	— —	○ —	— ○	○ ○	・社会保険適用除外等の場合のみ ・「所」「票」は年を一致させる		
専任技術者	個人事業主	—	(経營業務管理責任者と同じ)									
	支配人	—										
	法人の役員	—										
	従業員等 (ア～ウのいずれか)	ア	—	○	—	—	○	—	—	—	「所」「票」は年を一致させる	
イ		○	—	—	◎	○	○	—	○			
ウ		○	—	—	—	○	—	○	○			
常勤役員等を直接に補佐する者	法人の役員の場合は経營業務の管理責任者と同じ 法人の従業員の場合専任技術者と同じ											

※行政庁の判断により、上記以外の書類を求める場合があります。なお、「個人事業主と同居の親族」や「出向者」など、上表に記載がない場合の常勤・専任の確認資料については、監理課にお問い合わせください。

※表中の略語について (いずれも、直近のものをご用意ください。)

「国」	「国民健康保険 被保険者証」(※70歳～75歳未満…「高齢受給者証」) ※75歳以上は、「後期高齢者医療被保険者証」(65歳～75歳未満でかつ一定の障がいがあると認定された方も含む)
「社」	「社会保険」(健康保険+厚生年金)…被保険者が特定できるもの ⇒【確認書類】「標準報酬決定通知書」や「健康保険証」など ※「厚」は、厚生年金のみ加入している場合を示します。 この場合、「標準報酬決定通知書」および「(国民)健康保険被保険者証」が必要です。
「申」	「確定申告書の控え」(税務署の受付印のあるもの)の写し ①個人の場合は「第一表」 ②法人の場合は、別表一(一) + 役員報酬手当等および人件費内訳書④ ※電子申告の場合は、「メール詳細」または「受信通知」(税務署が受付を確認した返信メール)を添付
「所」	「所得証明書(課税証明書)」(市町村で発行)
「雇」	「雇用保険」…被保険者が特定できるもの ※平成29年1月1日以降、雇用保険の適用拡大により65歳以上の常勤の従業員も雇用保険の加入対象者になりました。⇒【確認書類】「事業所別被保険者台帳」(3か月以内のもの)や「被保険者証」など
「票」	「源泉徴収票」
「徴」	「住民税特別徴収税額通知書」(特別徴収義務者用および納税義務者用) ※特別徴収義務者用および納税義務者用は年を一致させる
「簿」	「源泉徴収簿」(直近3か月分の給与の支払いが確認できるもの)